広陵町遺跡分布調査概報

1989

広陵町教育委員会

広陵町は豊かな文化遺産が眠る原始・古代の中心地であります。 古墳時代にあっては、特別史跡巣山古墳をはじめ、数多くの大型古 墳が築かれ、大和連合政権を担った氏族の本拠地であったと理解さ れています。飛鳥時代には敏達、舒明天皇が宮を造営した地として 伝えられています。

近年、広陵町においても大規模な宅地造成をはじめ、土地開発が 急増しております。そこで、この度、町内全域を踏査し、遺跡を再 評価し「広陵町遺跡分布調査概報」として発刊することになりまし た。

本冊が多くの方々に活用され、文化財保存に役立つことを期待しております。

末筆ですが調査及び本書作成にあたり、奈良県教育委員会文化財保存課、奈良県立橿原考古学研究所、広陵町文化財保護調査会委員、 広陵古文化会、地元関係者の御指導と御協力に対して深謝申し上げます。

> 広陵町教育委員会 教育長 上 村 恭 三

例 言

- 1 本書は昭和63年度国庫補助事業として広陵町教育委員会が実施した広陵町内遺跡詳細分布調査の概要報告書である。
- 2 調査は昭和63年5月16日に着手し平成元年3月31日をもって終了した。
- 3 調査組織は以下のとおりである。

調 査 主 体 広陵町教育委員会

調 査 指 導 奈良県教育委員会

調查担当者 広陵町教育委員会 社会教育課 技師 井上義光 主事補 田村 猛調查補助員 前嶋祥江、福井 悟、伊藤敬太郎、高井美智子、多田慶子、蒲生玲子調查事務局 広陵町教育委員会 社会教育課

4 本書をまとめるにあたり、下記の機関並びに諸氏に種々の御協力を得た。ここに記して謝意を表する。

奈良県立橿原考古学研究所、泉森 皎、坂野平一郎、服部伊久男、林部 均、柳沢 一宏

また各大字の方々にも貴重なご教示をいただいた。

- 5 本書に添付した遺跡分布地図は昭和60年に広陵町が発行した1万分の1の地図を使用したものである。
- 6 図版1~3の航空写真は昭和60年に撮影したものである。図版4~6は宮内庁、東 ・京国立博物館所蔵の遺物を撮影複写したものである。
- 7 本書掲載の遺跡は、文化財保護法第57条の2の「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する。よって遺跡の現状を変更しようとする場合には、文化財保護法にもとづく所定の手続きが必要である。これに関する手続き、取扱い等は第Ⅲ章を参照されたい。
- 8 本書の執筆、編集は井上が行った。

目 次

I	調	査の契機と経過	1
II	位	置と環境	
	1	地理的環境	2
	2	歷史的環境	3
III	埋河	蔵文化財保護の手引き	
	1	埋蔵文化財とは	16
	2	土木工事等と埋蔵文化財	16
	3	文化財保護法	22
付表	1	広陵町所在の指定文化財一覧表	26
付表	2	広陵町遺跡一覧表	27

I 調査の契機と経過

今日、全国的な潮流の中で種々な土地開発が行われ、これに伴う緊急事前の発掘調査が急増し、 結果的に学問的成果と引換えに遺跡が消滅している。

広陵町においても馬見丘陵南東部を中心として昭和40年代から日本住宅都市整備公団による真美ケ丘ニュータウンの大規模宅地造成が行なわれ、50年代には、大塚、安部地域で南部特定土地区画整理事業が行われており、地理的環境・歴史的環境が大きく変化しつつある。これ以後も道路建設、区画整理事業が進み、町内各地の様相は急激に変化しつつある。また小規模な宅地造成が少しずつではあるが貴重な埋蔵文化財を侵蝕しつつあるのが現状である。

このような状況の中で開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査件数が急増し、多くの遺跡が破壊 の危機に直面している。そのため遺跡保存のため、基礎資料の整備と、開発業者土地所有者への 周知徹底が急務となってきた。

これまでに町内遺跡の分布調査は奈良県教育委員会、奈良県立橿原考古学研究所によって実施され『奈良県遺跡地図』として刊行されている。これによると広陵町行政区域は第2分冊の10-B、D、11-A、C、13-Bに分かれ記載されており煩雑で、1:15,000の都市計画図をベースとする『奈良県遺跡地図』では開発地が周知の遺跡に含まれるか否かの判断が容易でなくなってきた。また、文化財保護行政の末端に組織される町教育委員会の民間開発等に対する行政指導の役割が増大してきた。このため広陵町教育委員会が昭和63年度国庫補助事業として町内遺跡の詳細分布調査を実施し、遺跡台帳を作成することとなった。

今回の分布調査は従来の遺跡地図に記載されている遺跡の位置確認・現状把握をおこなうとともに、新しい遺跡の確認につとめた。一般に丘陵上の遺跡は把握しやすく、散布地等の完新世の堆積層上に立地する遺跡は困難を極めるため、休耕時期に町内東南部から実施し、北上し、丘陵部を南下してきた。

踏査に際しては『奈良県遺跡地図』、2,500分の1、5,000分の1の広陵町の白地図を携行し、 各遺跡の位置を記入した。

各遺跡の調査成果は遺跡台帳に記入し、付表の遺跡一覧表、別添の遺跡地図としてまとめた。 しかし、本来遺跡地図は、地下に埋れた文化財を取り扱うという性格上、その正確な範囲を捕捉 することは困難を極め、また、新たな遺跡が発見される度に加除修正を加える必要があり、今度、 刊行する遺跡地図についても暫定版的性格を払拭することはできない。あくまでも埋蔵文化財の 保存活用をはかるための基礎資料としていきたい。

II 位置と環境

1 地理的環境

広陵町は奈良盆地の西方に位置し、東は橿原市、磯城郡田原本町、三宅町に接し、西は北葛城郡香芝町、上牧町、北は河合町、南は大和高田市と行政界を保っている。

広陵町は旧広瀬郡の南部の大半を占めて成立したのではあるが、その沿革について記すと、明 治22年(1889年4月1日) 町村制施行に伴い、広瀬郡の6村を併せて箸尾村が、4村を併せて瀬 南村が、6村を併せて馬見村が、2村を併せて百済村が成立する。明治25年2月12日には広瀬郡 河合村のうち大字沢、大野、寺戸が箸尾村に編入されている。その後、昭和2年に箸尾村が、同 28年に馬見村がそれぞれ町制を施行する。同30年4月15日には馬見町と瀬南村・百済村が合併し て広陵町となり、昭和31年には箸尾町が合併している。その後、藤森の大和高田市への分割を経 て現在に至っている。町域は南北5.5km、東西4.5kmで総面積は16.65km²をはかる。

広陵町の東部と西部では地質学上その生成期が異なる。東部は完新世に沖積作用によって形成

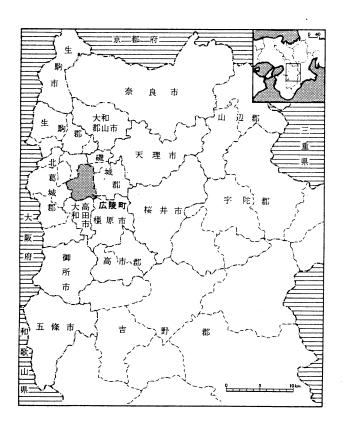


図1 広陵町の位置

された堆積層である。大和盆地の低 地部で標高40~50mをはかり、高田 川・葛城川・曽我川の三川が北流し、 氾濫、治水を重ねて肥沃な土地を形 成する。

河川は大和川の支流である曽我川 と葛城川は広陵町大場で合流しさら に北上する。その後、河合町川合で 高田川と合流し大和川へ流れ込む。 大和川は信貴山と二上山の間の亀ノ 瀬を経て大阪平野へと流れている。 土木技術の向上により今でこそ少な いが、これら河川の氾濫により東部 では自然堤防と後背湿地が広がって いる。なお、自然堤防は微高地をな し、古墳時代後期には古墳を作るま で安定してきている。

西部は、南北7km、東西3kmの範囲を占める馬見丘陵と呼ばれる低位

丘陵にあたる。丘陵は標高65~80m、盆地との比高は20m前後で数多くの小支丘と小谷で構成されている。尚、馬見丘陵は盆地周辺の丘陵と共に第三世の終りの鮮新世から第四期の更新世にわたる時期の堆積層で下部は主に礫・砂・泥層からなり、上部は含礫砂および粘土の互層からなっている。これは大阪平野周縁に広く分布する大阪層群と呼ばれる一群に含まれるものである。大正15年河合町穴闇では更新世早期に生息していたシガ象の牙の化石が発見され、また昭和59年にはこの近くでシカマシフゾウの化石も発見されている。

2 歴史的環境

広陵町は地質学上、西部の馬見丘陵と称される低位丘陵と、東部の低湿地帯に峻別される。従って遺跡も低位丘陵上と低湿地に分かれて分布し、低位丘陵上の遺跡が古くから営なまれる傾向にある。

以下、各時代別に遺跡の分布状況と主要遺跡について概述する。

(1)縄文時代

該期の遺跡は、町内において2ケ所で確認しているが、その実態についてはほとんど知られていない。曽我川、葛城川の合流地点左岸に広がる箸尾遺跡(112)で後・晩期の良好な資料が出土した以外は、馬見丘陵内新家長福寺境内周辺(130)で後期の土器片を採集しているにすぎない。『広陵町史』では「巣山古墳(大字斉音寺)の西側丘陵地から赤部のノノワ池北方丘陵にかけ、さらに極楽寺周辺…」の範囲で石棒の出土が記載されており、今後、遺跡が発見される可能性がある。

(2) 弥生時代

町内で8ケ所を確認しているがその 実態は詳かではない。弥生時代前期ま で遡る遺跡は前述の箸尾遺跡以外はない。中期の後葉に至ると高田川左岸の 低湿地に進出するようで畿内第Ⅳ様式 の壷、甕等が試掘調査の結果出土して いる(84、88)。

中期の段階では、馬見丘陵の東斜面 から離れることはなかったが、後期に なると、遺跡数は増大し、曽我川流域 を基盤とする集落等が出現し、低湿地

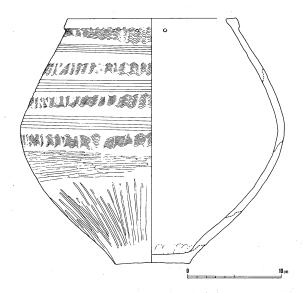


図2 弥生時代中期無頸壺実測図

部の開発が進んだことがうかがえる(8、17、55、84、114)。また、現在では、その正確な位置が限定できないものの上牧町 観音山出土と伝えられる袈裟襖文銅鐸が出土しており、広陵町の肥沃な低湿地に一大集落が存在する可能性が指摘できる。この時期に馬見丘陵の南部では、方形

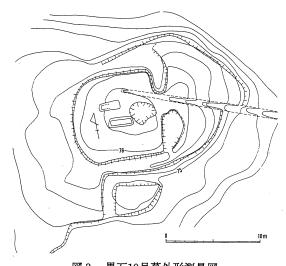


図3 黒石10号墓外形測量図 の壷形土器、高杯が出土している。

台状墓が調査されている。

黒石10号墳(178)

丘陵の最高所、標高76.50mに築かれた方形台状墓で一辺10.4mの規模をもち、周囲に幅1.0m、深さ0.6mの溝をめぐらす。東辺の中央部、2m間のみ溝が途切れ、陸橋部となっている。盛土は地山上に30~50cm程なされ、墳丘中央やや南寄りで東西方向に主軸を持つ組み合せ式箱形木棺が検出されている。遺物は濠底より畿内第V様式

泉森皎「新山古墳群」奈良県遺跡調査概報 広陵町教育委員会・奈良県橿原考古学研究所 1982

(3) 古墳時代

広陵町の西部に位置し、広陵町、香芝町、河合町、上牧町にまたがる馬見丘陵は、東西約3km、南北7kmの範囲で、標高70~80mの更新世の低丘陵である。この丘陵の東斜面には、特別史跡巣山古墳をはじめとする大型古墳群が密集し、いわゆる「馬見古墳群」と総称されている。一般には、これらの古墳群は分布密度から大きく3グループに分けて理解されている。北群と称される一群は、丘陵東北麓、河合町川合付近に位置し全長215mの川合大塚山古墳を中心に城山、中良塚古墳等の100mクラスの前方後円墳が続き、帆立貝式古墳と思われる丸山古墳それに数基の円墳、方墳等の小型古墳を含めた10基ほどのグループで構成される。川合大塚山古墳は須恵質の埴輪から5世紀後半に築造されたと考えられる。

中央群として包摂される丘陵中央部には、特別史跡巣山古墳(107)、陵墓参考地新木山古墳(137)等の墳丘全長205mを計る二大前方後円墳を中心に、ナガレ山古墳、倉塚北古墳、倉塚古墳など100mクラスの前方後円墳、また乙女山古墳、池上古墳(102)、狐塚古墳、三吉第2号墳(119)、石塚古墳(138)等の帆立貝式古墳も築かれている。他には、直径60mの円墳である別所下古墳、坊塚古墳、一辺40mの方墳である文代山古墳(95)等がある。

南群と称される丘陵の南端部には、全長210mをはかる前方後円墳築山古墳が築かれ、周囲に

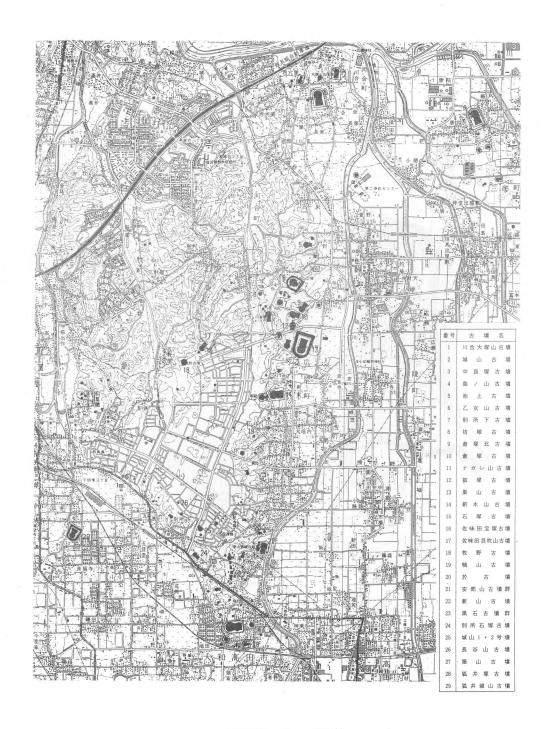


図4 馬見丘陵周辺の主要古墳

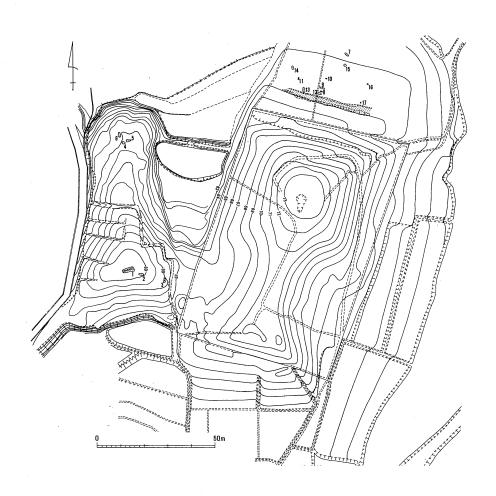


図 5 新山古墳周辺測量図

は茶臼山古墳、コンピラ山古墳等が位置している。これらに先行して馬見古墳群中最古の前方後 方墳である新山古墳(164)が築かれている。

この他に中央群とやや離れた丘陵内部には家屋文鏡を出土した全長100mの前方後円墳である 佐味田宝塚古墳、押坂彦人大兄皇子を葬る成相墓とされている大型横穴式石室墳である牧野古墳 が築かれている。

以上、各グループの古墳分布状況について述べてきたが、このグルーピングには問題が指摘されている。つまり、北群の川合大塚山古墳を中心とする一群は、中央部、南群とは異なり、東方2kmに所在する全長200mの島根山古墳を中心とする一群と同様に低地の徴高地に位置し、馬見という地域を離れた共通の経済的基盤の上に成立しているという。このことは、広陵町杉ノ木から広瀬常念寺にかけての徴高地に古墳時代中期以後に古墳群が形成される点と合致する。いずれにしても馬見丘陵付近に分布する古墳の群設定については、今後の調査成果をふまえて、

各群での詳細な検討を行いつつ、その実体と相互の関係を解明しなねばならない。

以下、広陵町所在の主要古墳について記述する。

新山古墳(164)

馬見丘陵の南東端の丘陵上に造られた前方後方墳で、墳丘全長137m、後方部幅64m、前方部幅60mを計る。明治18年には乱堀によって、後方部頂上の竪穴式石室から勾玉、管玉、車輪石、鍬形石などの石製品類とともに金銅製帯金具や、三角縁神獣鏡、直弧文鏡など34面の鏡が出土している。金銅製帯金具は竜文を施す鉸具と帯先金具の他に、三葉文を透彫した鈴と円形金具の付くとめ金具がセットになり、中国晋代の帯金具に近いことから築造年代は4世紀中葉と考えられている。なお34面の鏡のうち3面は直弧文鏡、9面は三角縁神獣鏡、画文帯神獣鏡が3面、方格規矩鏡が4面、内行花文鏡が14面ある。昭和56年の後方部北側の調査で出土した埴輪の検討から馬見丘陵で最初に造られた古墳と考えられている。

梅原末治「佐味田及び新山古墳の研究」1921

巣山古墳(107)

丘陵の中央部、盆地との傾斜変換点に位置する大型前方後円墳で墳丘は全長204m、後円部径1 10m、高さ25m、前方部幅94m、高さ21mの規模があり、左右のくびれ部には造り出しを持ち、周囲には周濠と外堤が巡る。埋葬施設は後円部中央に竪穴式石室が2基、さらに前方部にも石室が造られていた。出土遺物は現在、宮内庁書陵部に収蔵されている。玉類は勾玉、管玉、棗玉が出土しており、匂玉のうち一点は頭部に鋸歯文と施した大型品が知られている。この他に鍬形石、車輪石、石釧等の石製品、刀子、斧等の石製模造品が出土している。またこれらの他に鏡、冠、銅釧等の出土も伝えられている。4世紀末葉の時期をあてはめることができる。



写真 1 巣山古墳航空写真 上田三平「巣山古墳」 史跡調査報告 3 1927

新木山古墳(137)

丘陵中央群のうちでも南に位置し、前方部を東に向ける墳丘長200mの前方後円墳である。後 円部径117m、同高19m、前方部幅118m、同高17mを計る。くびれ部には造り出しが付き周濠、 外堤を伴う。昭和62年の調査で外堤規模は、現在の畦畔に一致し、幅20~22m、高さ3m以上と 考えられる。古墳の築造時期は方形スカシと有黒斑の円筒埴輪から5世紀前半と考えられる。出 土遺物は宮内庁に匂玉、管玉、棗玉が所蔵されている。

「広陵町史」 広陵町 1965

井上義光「新木山古墳外堤範囲確認調査概報」 広陵町埋蔵文化財調査概報 1 1988

石塚古墳(138)

新木山古墳後円部西側に接して造られた帆立貝式古墳で、全長45m、後円部径40m、後円部高6.5m、前方部幅22.5m、同高3mを計り、周濠、外堤をもつ。円筒埴輪が墳丘第1段に巡り、数本毎に朝顔埴輪が樹立され、後円部頂上部、くびれ部には形象埴輪がおかれていたと考えられる。円筒埴輪に須恵質の埴輪から5世紀後半から6世紀の築造と考えられる。墳丘はもちろん、

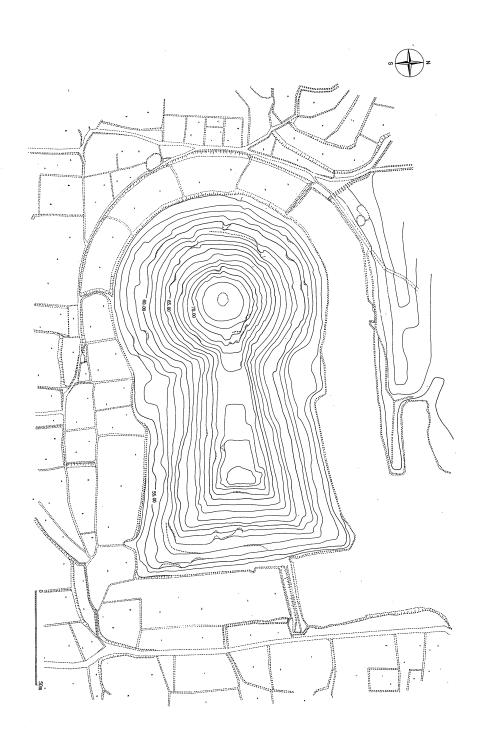


図 6 新木山古墳測量図

周濠部にまで葺石が施工されていた。

井上義光「石塚古墳範囲確認調査概報 | 広陵町埋蔵文化財調査概報 1 1988

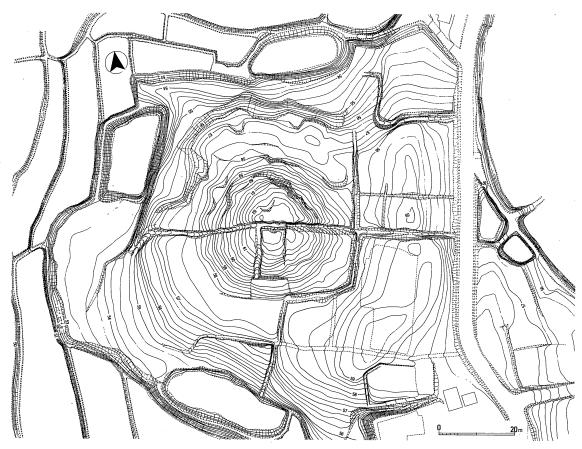


図7 石塚古墳周辺測量図

文代山古墳(118)

巣山古墳の北方約300m、寺戸集落の西に位置する一辺40mの方形墳で周濠、外堤を持ち周濠 出土の埴輪から5世紀後半の築造時期があたえられている。この古墳出土とされている長持形石 棺底石を、西方約100m地点にある下池の吐水口の付近で発掘した。昭和35年に下池改修工事の 際に水路の脇に放置されていたものが、本来は、吐水口の石橋に転用されていた。

石棺材は、木口板材を両側板材がはさむ長持形石棺の棺身で側面の「コ」字状の抉入部、上面の剝離は、後世の造作である。棺身全体が削られているため復元は困難であるが、全体が蒲鉾型を呈する。全長248cm、全幅92cm、厚さ32cmをはかる。棺身内部全長は180cm、幅60cmで、側面厚は22cmである。側石の組まれる部位は、幅20cmと10cmで左右に差が認められ、木口板材が組まれる「ほぞ穴」は幅9cm、深さ4.5cm前後であるが、その両側には、幅5cm前後の僅かな窪みがあるため木口板材の下端は「「」」」字状の形態をとることになり、材幅は19cm前後に復元される。

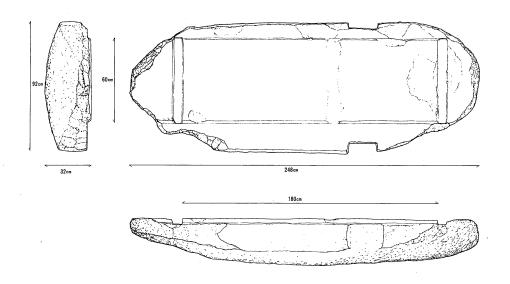


図8 伝文代山古墳出土石棺実測図

1989 広陵町教育委員会調査 牧野古墳(128)

馬見丘陵の奥部、佐味田宝塚古墳の南西 方向にのびる主尾根から派生する支尾根を 利用して築造された径約60mの大型円墳で ある。墳丘は三段築成で造られ、二段目に 横穴式石室が開口している。石室規模は玄 室長6.7m、幅3.3m、羨道長10.4m、幅1. 8m、高さ4.5mを計り、玄室内には、奥壁 に沿って横向きに刳抜式の家形石棺が安置 され、手前には組合式の家形石棺が置かれ ていた。

これらの石棺は大部分が破壊されていたが昭和58・59年の発掘調査では数多くの副葬品が出土している。羨道部からは、木心の金銅張容器と、58点の須恵器、武器では、銀装大刀と、400本近い鉄鏃群が出土している。馬具は木心鉄地金銅張の壷鐙、縁金具のある障泥、心葉形の鏡板、杏葉、その

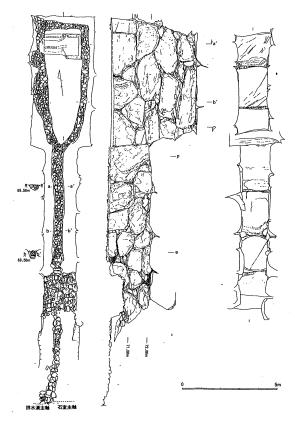


図 9 牧野古墳石室実測図

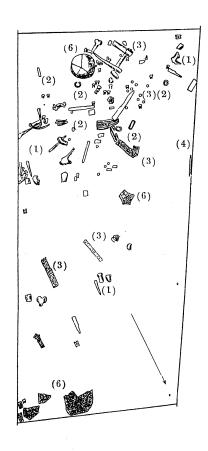


図10 鴨山古墳石棺遺物出土状態実測図

他鞍、雲珠、轡等が2セット分出土している。 6世紀後半から未葉の古墳で、敏達天皇の子 で舒明天皇の父にあたる押坂彦人大兄皇子の 成相墓の可能性が指摘されている。

河上邦彦「史跡牧野古墳」 広陵町文化財 調査報告書第1冊 1987

鴨山古墳(142)

馬見古墳群のなかで最初に学術調査が行われた古墳である。昭和3年、未永雅雄博士によって調査されたこの古墳は、古墳時代後期に築造された小規模な円墳と思われる。埋葬施設である箱式石棺からは、金・銀・金銅製の刀装具、耳環、琥珀製匂玉、銀製空玉、須恵器などと共に合葬された人骨、歯牙が検出されている。なお、金箔を挟んだガラス玉は渡来系の遺物として注目される。

末永雅雄「北葛城郡馬見村大字三吉鴨山古 墳調査報告」 県報12 1934

これら以外にも重要な副葬品を出土する古墳が数多くある。昭和41年に調査された大塚に所在する於古墳は径19mの円墳で中央に埋葬された箱形の組合式木棺からは、双角状の環頭大刀(図11・12、写真2)が出土している。昭和44~46年に調査された安部山古墳のうち4号墳からは単

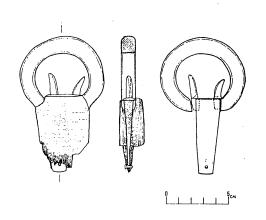


図11 於古墳出土双角状把頭実測

鳳文の環頭大刀(図12)、そして、昭和 55年に調査された黒石古墳群のうち13号 墳からは鉄刀の鋒部に象嵌文様のある大 刀が出土している。(写真2)

白石太一郎他「馬見丘陵における古墳 の調査」 県報29 1974

泉森皎「広陵町於古墳調査報告」 県 報29 1974

泉森皎「新山古墳群」 奈良県遺跡調 査概報 1982

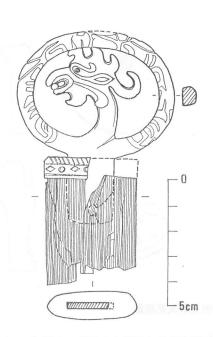


図12 阿部山 4 号墳出土単鳳文環頭実測図



写真2 黒石13号墳出土象篏大刀

(4) 奈良・平安時代

寺戸廃寺(118)

寺戸集落の西方、下池から続く水路からは飛鳥〜奈良時代の軒丸瓦が採集される。図示したのは、昭和63年度に水路改修工事に伴い行なった調査の際出土した軒瓦である。調査地点は丘陵北斜面の竹林下で、表土層約10cm程で多量の平瓦を含む黒色炭化物層が現われる。層中には焼土が含まれ、層下の地山も焼けていた。

1は無子葉の素弁蓮華文で中房は低く丸い。花弁は8弁で弁端は大きく反転し、先端は尖る。 瓦当直径は19cmで、赤褐色を呈する。7世紀中葉以前と考えられる。2は山田寺式の有子葉単弁 蓮華文で周縁部に三重圏線が巡る。中房の蓮子は1+4で花弁は6弁、子葉の中心から弁中央に 稜線が通る。3は有子葉八弁単弁蓮華文を持つもので中房の蓮子は1+5で花弁の中央に長細い 子葉を持ち、弁間に撥形の弁間文を配する。周縁には二重圏線が巡る。瓦当直径は13cmを計る。 両者共8世紀項と考えられる。瓦窯の可能性がある。

1989 広陵町教育委員会調査

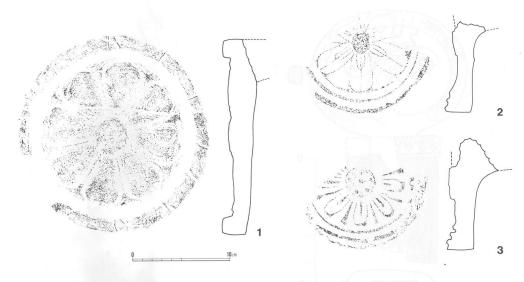


図13 寺戸廃寺出土軒丸瓦拓影

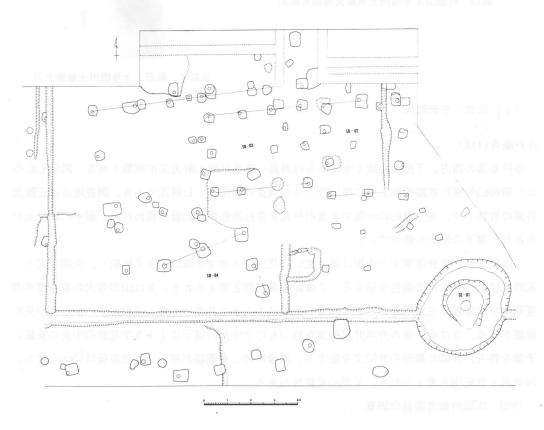


図14 寺戸遺跡遺溝配置図

寺戸遺跡(105)

特別史跡巣山古墳の北東に広がる遺跡で、寺戸集落の南部にあたる。1989年の調査で、奈良時代末期から平安時代初頭の遺構を検出した。奈良時代末期はSB-04が建ち,SE-01が井戸として機能していた時期である。平安時代初頭は炭化物を埋土に含む時期で、SB-02、SB-03、SE-01上層がこれにあたる。

寺戸には正倉院文書にのこる広瀬寺が存在したとされ、以前の調査では南限を確認しており、 奈良時代から鎌倉時代の遺物が出土し旧広瀬域の荘園基地と推定されている。今回の調査結果で は遺構の配地及び推移から広瀬寺が郡衛的性格を帯びていった可能性も指摘できる。

墨書人面上器

昭和62年度に、公共下水道の開削工事に伴う立会調査で出土したもので、出土地は葛城川の左岸。表土下約2m、粗砂層中から出土した。器体の約1/3が残存し、人面は胴部に4面描かれていたと思われる。図化したのは良好に残る一面で眉、目、鼻、口の表現は明確であるが、額の輪郭等は一部省略される。

共伴する遺物がなく明確な時期を決定 し難しいが奈良時代と思われる。

1988 広陵町教育委員会立会



図15 墨書人面土器実測図

III 埋蔵文化財保護の手引き

1 埋蔵文化財とは

- (1) 埋蔵文化財 土地に包蔵されている文化財を埋蔵文化財といいます。 具体的には貝塚・古墳・都城跡・集落跡・寺院跡・窯跡等 の遺跡、建物跡・墓・溝等の遺構、遺跡・遺構から出土す る土器・石器・木器・金属器などの遺物を指し、文化財保 護法(以下「法」といいます)では、それらの遺跡・遺構・ 遺物が地中に埋蔵されている状態そのものが保護対象とさ れています。
- (2) 埋蔵文化財 これらの埋蔵文化財を包蔵している土地を埋蔵文化財包 包 蔵 地 蔵地(遺跡)と呼んでいます。
- (3)周知の埋蔵 埋蔵文化財包蔵地のなかで、文化財分布図に記載されて 文化財包蔵 いるなど、既にその存在が知られているものを、周知の埋地 蔵文化財包蔵地(周知の遺跡)と呼び、現在、本町では2 17カ所を数えます。また、地下に埋蔵されている文化財 という性格上、現在の地表で確認することのできない、まだ知られていない埋蔵文化財包蔵地も少なくないと考えられます。

2 土木工事等と埋蔵文化財

(1)事前協議 住宅建設や造成工事など、諸々の土木工事等(以下「土調整・確認 木工事等」といいます)を行なう場合、その場所が周知の 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に該当するかどうかを確認する 必要があります。

現在、開発許可申請協議や農地転用申請が提出される際には、教育委員会でチェックを行なっていますが、具体的な開発計画を持たれる以前に、事前協議・調整を行なっていただければ、文化財保護上益するところが多いと考えま

す。町教育委員会に御照会下さい。

(2) 届け出義務

開発を行なう場所が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含 まれる場合、工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘届 出書」を文化庁長官に届け出なければなりません(法第57 条の2)。届出書の様式は別記のとおりです。4部作成の 上、町教育委員会に届け出て下さい。町教育委員会を経て 県教育委員会へ進達いたします。

- (3) 文 化 庁
- 発掘届出書提出後、2~3週間で文化庁の指示が県教育 からの指示 委員会・町教育委員会を経由して申請者に伝達されます。
- (4)調査の方法

文化庁の指示に基づき、申請者と町教育委員会・県教育 日程の協議 委員会で調査の日程・方法等について具体的協議をおこな います。調査には下記の種類があります。

- (i)発掘調査
- a 土木工事等による掘削が埋蔵文化財に及ぶ
- b恒久的な建築物、道路その他の工作物の設置
- c その他、盛土や一時的な工作物の設置等でそれが埋蔵 文化財に影響を及ぼすおそれがある。

など土木工事等が文化財に多大な影響を及ぼす場合に行な います。また、検出遺構の学術的重要性に伴ってその保存 に関して協議が必要となります。

(ii)立会調査

工事の進行状況に合わせて調査員が上層観察・写真撮影 等を行なう方法で、調査員の指示に従って工事を進行させ ていただきます。ただし、顕著な遺構が確認された場合は 発掘調査に移行することがあります。

(iii)試掘調査

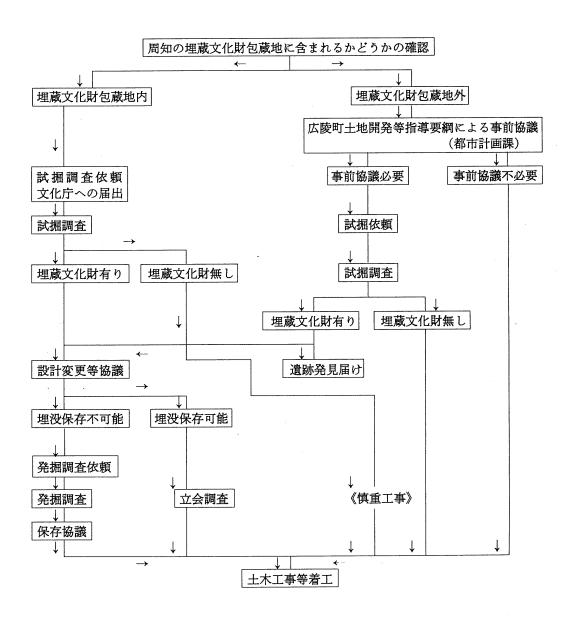
本調査が必要かどうか判断するための調査で、埋蔵文化 財の遺存状況や埋没深度を確認するもので、試掘調査の結 果遺跡の存在した場合は発掘調査を行なわねばなりません。

文化庁の指示に基づき、調査時期、期間、経費等、具体 (5)調査の実施

的協議の後に、広陵町宛発掘調査依頼書を提出し、さらに、 発掘調査、試掘調査に関する委託契約を締結して発掘調査 の実施となります。

(6) 試掘・発掘 調査以外で 遺跡を発見 した場合 発掘届出による調査以外で、遺物や遺構によって遺跡と 認められるものを発見したときは、現状を変更せずに文化 庁長官に届け出なければなりません。文化庁長官は、この 届出によってその現状を変更する行為の停止又は、禁止を 命じることができ、その期間は3ヶ月ですが、調査の進行 にあわせて6ヶ月まで延長できます。また、文化庁長官は、 届出がなされなかった場合においても、現状変更の停止等 の措置を執ることができます(法第57条の5)。

埋蔵文化財取り扱いの流れ



届出書の様式

 第
 号

 年
 月

 日

文 化 庁 長 官 殿

住 所

氏名等

(II)

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第 214 号)〔第57条の 2 第 1 項・第57条の 3 第 1 項〕の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり〔届出・通知〕します。

※届出書には、土木工事等をしようとする土地及び その付近の地図並びに当該工事の概要を示す書類及 び図面(位置図・配置図・計画平面図・計画立面図 ・計画断面図・丈量図等)が必要です。

57条の	2	第	1	項	•	57条の	3	第	1	項

(○で囲むこと)

都道府県文書番号

委保第	号 年 月 日	•	年 ————	月日
1. 所 在 地	····			
2. 面 積		•		
3. 土地所有者	氏名等: 			
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡	•	⇒跡 古墳	横穴墓)
遺跡の名称			員数	
 遺跡の現状		 也 原野 その他()
遺跡の時代		 安 中世 近世 その	他()
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ラ 観光開発 遺跡整備 その他の開発 (ゲス 電気 水道 農) 採取)
工事の概要				
6. 工事主体者	氏名等: 			
7. 施工責任者	氏 名:			
8. 着手時期	年 月 日 9	9. 終了時期	年,	引 日
10.参考事項				
指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事	その他()
起 9	决 裁 3	発 送		# <u>#</u>

〔注意事項〕 ① 太線内は届出・通知者が記入。 ② 指導事項欄は都道府県教育委員会で記入。 ③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

3. 文化財保護法(抜粋)

- 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図りもって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
- 第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くこと のできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、 その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければ ならない。
- 第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実 に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを 公共のために大切に保存するととものに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努め なければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第57条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。) について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記録した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘 に関し必要な事項及び報告書の提示を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ず ることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは、地方公共団体の設立に係る法人で政令で 定めるもの(以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定 を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たってあらか じめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求める旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及び実施について、文化庁長官に協 議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る 事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法以下同じ。)であると きとは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部省を通じて行うものとする。 (埋蔵文化財包蔵地の周知)
- 第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体の行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助を することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を 聴かなければならない。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月をこえるこ

ととなってはならない。

- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第 2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第2項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該 遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を 除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関当の遺跡の発見に関する特例)

- 第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項又は第98条の2第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護 上必要な勧告をすることができる。
- 5 前4項の場合には、第57条の3第5項の規定を準用する。 (指 定)
- 第69条 文部大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天 然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 文部大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別 史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に規定 することができる。
- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念 物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文 部大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念

物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の 規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

- 5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があった日からその 効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原 に基づく占有者に対しては第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通 知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、 その指定に係る地域が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境庁長官の 意見を聞かなければならない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第80条 史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽徴である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の第1項の規定による処分に は、第70条の2の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項 の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき 損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の 条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を した者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長 官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

付表1 広陵町所在の指定文化財一覧表

区分	種類	指定年月日	名称・員数		所在地 所有者(管理·管理団体)	備考						
	建造物	明治39年4月14日	百済寺塔婆(三重塔)	一基	広陵町大字百済 百済寺							
国		昭和2年4月8日	巣山古墳		広陵町大字三吉元斉音寺 広陵町	史跡指定						
指	特別史跡	昭和27年3月29日										
定		平成元年1月9日										
	史跡	昭和32年4月14日	牧野古墳		広陵町馬見北8丁目4番							
	絵画	昭和61年3月18日	板絵著色両界曼茶羅図	2面	広陵町大字的場 大福寺	「応永三十一年…」銘						
県			木造十一面観音立像	3 躾	広陵町大字的場 大福寺	「永禄三年…」銘						
指	彫刻	昭和42年11月25日	竜王像									
定			雨宝童子像									
	彫刻	昭和54年3月23日	石造浮彫伝弥勒菩薩像		広陵町南郷 弥勒講	「永治二年…」銘						

付表 2 広陵町遺跡一覧表

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺跡名	所 在 地	種別	時 代	遺 跡 概 要	遺 物	文 献	備考
1	11-C-26		広瀬石ケ坪	遺物散布地	奈良時代、 鎌倉〜室町	新池北東部、橿原市境とに分かれて 散布	土師器、須恵器、瓦器		
2			広瀬	遺物散布地		曽我川東岸、曽根寺橋の下	土師器、須恵器		
3	11-C-23		広瀬柳田	遺物散布地	平安時代	曽我川西岸、氾濫原に散布	土師器、須恵器		
4	11-C-25		広瀬高田	遺物散布地	鎌倉~室町	旧河道堤体上に位置	青磁、瓦器、瓦		
5	11-C-24		広瀬エンバタ	遺物散布地	古墳後期~ 平安時代	森本池周辺、主に池底	土師器、須恵器 瓦質土器		
6	11-C-22		広瀬殿垣内	遺物散布地	室町時代	水田、畑の3ケ所に分布	瓦、土師器、青磁 須恵器、土釜		
7			広瀬	遺物散布地			土師器、土釜	•	
8	11-C-21		広瀬柳塚	遺物散布地	弥生後期~ 平安時代		弥生式土器、土師器、 須恵器、瓦器		
9			百済市場	遺物散布地	平安時代	散布は希薄で拡散			
10			百済市場	遺物散布地	平安時代	法蔵寺から南西部の民家と民家の間 の畑地に若干散布	瓦器、土師器、土師皿		
11	11-C-20		百済新子柳田池	遺物散布地	奈良~室町	散布は希薄	瓦器、土師器		
12	11-C-20		百済新子柳田池	遺物散布地	奈良時代~	新子集落の南東部を中心に 3 ケ所分 散	須恵器		
13			百済新子柳田池	遺物散布地	奈良時代~	水田中に散布	土師器、須恵器		
14	ŧ.		百済	遺物散布地	平安鎌倉時代	1地点に濃厚に散布する	土師器、瓦、瓦器		
15			百済神主	遺物散布地	鎌倉室町時代	散布は希薄	土釜、土師皿		
16	11-C-14		百済掘池	遺物散布地	奈良~ 鎌倉時代	春日神社の西に散布し、比較的量、 種類とも多い。散布地西端に荒地あ り。	瓦器、土師器、須恵器		
17	11-C-13		百済堂々	遺物包含地	弥生後期、 古墳後期	靴下団地東側水路で多量の土器出土、 複合遺跡の可能性あり	弥生後期臺底部、須恵器 甕、瓦器、瓦質土器	『広陵町史』1965	
18	11-C-18		百済奥坪	遺物散布地		畑地が壇になっており砂地に散布	土師器、須恵器、瓦質土 器		
19	11-C-19		百済三条	遺物散布地	平安後期~鎌 倉、古墳後期	二条集落の南に散布の	須惠器、瓦器、瓦		
20	11-C-15		百済経蔵	遺物散布地	奈良~ 鎌倉時代	百済寺の西に位置し、散布は濃厚	須恵器、瓦器		
21	11-C-15	百済寺	百済経蔵	寺院	奈良時代	塔(再建)	屋根瓦	保井芳太郎『大和上代 寺院志』1932	

		T							
. 22	11-C-17		百済幸前	遺物散布地		柿畑中、特に河道の西に濃厚に散布	土師器、須恵器、瓦器		
23	11-C-16		百済幸前	遺物散布地	平安~	散布地の西端に局部散布	土師器、須恵器		
24			百済二条	遺物散布地	室町時代	百済郵便局の北の水田に、比較的濃 厚に散布	土師器(土釜含む)瓦、 瓦器		
25			百済森	遺物散布地	鎌倉、室町	柿畑中に散布、信楽寺まで広がる可 能性あり	土師器、須恵器、中世土 器		
26			百済黄金堂前	遺物散布地		遺物の散布は希薄だが、小字に堂の 名が付く「黄金堂前」	 土師器、布目瓦、須恵器、 瓦器、黒色土器		
27	11-C-12		百済堂々	遺物散布地	古墳後期~ 鎌倉時代	葛城川の自然堤防上にあり森垣内の 北方水田に濃厚に散布。 農道の北に 連なる畑にも相当散布	古式土師器、須恵器、瓦器、土師皿		伝承、カワラ粘土採集時に、 時による生産の土器出土。 境状にあり
									上った畑からは、小形 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
28	11-C-67		百済森	遺物散布地	古墳~奈良		土師器、須恵器		
29			百済 渕口	遺物散布地	鎌倉〜室町	百済、渕口垣内の北に希薄な散布が 認められる。	瓦質土器、須恵器		
30	11-C-11		百済雪坪	遺物散布地	古墳〜鎌倉、 室町時代		土師器、須恵器、青磁		
31	11-C-10		広瀬辻堂	遺物散布地	古墳後期~ 平安末期	広瀬川右岸に盛り上った果樹園、畑 地があり、周辺に須恵器が散布。	土師器、須恵器、中世土 師皿		
32	11-C-5		広瀬藪ノ内	遺物散布地	平安、鎌倉		土師器、須恵器 瓦質土器 瓦器、	·	
33	11-C-7		広瀬東口	遺物散布地	古墳後期、 平安~鎌倉		土師器、須恵器、瓦器、 12C~		
34	11-C-8	まると塚古墳	広瀬マンガ	古墳	古墳時代	周辺は麦畑と水田で基底部が削平されている。水田にハニワが散布することから、墳丘削平が進行している。 墳頂部は桟瓦が散布することから、 堂が建てられていたと考えられる。	後期の円墳、径約10m	鉄鏃、須恵器、埴輪、 須恵質	
35			広瀬マンガ	遺物散布地		散布状況から、周辺にも古墳の存在 が予想される。	須恵器、埴輪		
36	11-C-7		広瀬イタチ山	遺物散布地			埴輪		伝承、広瀬 城跡
37	11-C-7		広瀬イタチ山	遺物散布地					25人即介

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺跡名	所 在 地	種別	時代	遺 跡 概 要	遺物	文 献	備考
38			広瀬常念寺	遺物散布地	古墳時代?		III、IV期の円筒、埴輪		
39	11-C-1		広瀬キタノドイ	遺物散布地	古墳後期		土師器、須恵器		
40	11-C-2		広瀬ドイツカ	遺物散布地			土師器、須恵器、瓦器		
41	11-C-3		広瀬ドイツカ	古墳	古墳時代	1 辺16mの方墳			
42	11-C-4		広瀬大般若	遺物散布地	平安時代		土師器、須恵器		
43	11-C-6		広瀬インデン	遺物散布地	古墳後期	水田、畑作物が植えられている壇状 部分に散布集中	土師器、須恵器、埴輪		
44	11-A-48		大場加治屋川	遺物散布地	古墳、平安	散布地南部の方形壇状部に散布集中	須恵器、埴輪		
45	11-A-46		大場龍	遺物散布地	平安時代~	一部荒地が残存するが、遺物の散布 はない。	須恵器、埴輪、瓦質土器		
46	11-A-47		大場福井	遺物散布地	平安~鎌倉	樹木畑等に散布	土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器		
47			南郷	遺物散布地					
48	10-D-127		南郷西蛭川	遺物散布地	古墳~平安	散布地範囲内の2ケ所で盛土が残る。	土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器		
49			南郷西蛭川	遺物散布地		用水路沿に散布地が広がる	土師器、須恵器		
50			南郷	拔館跡	室町~江戸?	南郷塁、碑文周囲に近世瓦が散布	屋根瓦、桟瓦	長川流鏑馬日記「南郷 殿」「筒井氏との争乱」	
51	10-D-128		南郷	遺物散布地	古墳後期~ 室町時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器		
52	10-D-126		南郷大黒	遺物散布地	平安時代		土師器、須恵器、瓦		
53	10-D-124		南郷浅本	遺物散布地		南郷の土塁に接して西にのびる盛土 を中心に散布	土師器、瓦器、瓦		
54	10-D-125		南郷、大巳角	遺物散布地	古墳後期~ 鎌倉時代	·	土師器、須恵器、陶器、 屋瓦		
55			大塚	遺物散布地	弥生時代後期		弥生式土器		
56	10-D-129		大塚下野田	遺物散布地	奈良平安時代		土師器、須恵器		
57			安部新田	遺物散布地			土師器、須恵器		
58			安部小磯		平安鎌倉時代		土師器、須恵器	,	
59	10-D-123		南郷小磯	遺物散布地	平安時代~	環濠の中、土塁中に散布	土師器、瓦器、瓦質土器		
60	10-D-123		南郷小磯	遺物散布地	平安時代~	濠の内	土釜、瓦器		
61	10-D-123		南郷小磯	遺物散布地	奈良時代~	濠の北西コーナーに濃密に散布	土師器、須恵器		
62			南郷	遺物散布地	奈良時代		土師器、須恵器	1	

	1		7				T	
63	10-D-122		南郷引田	遺物散布地	鎌倉室町時代		土師器、須恵器	
64			南郷、京殿	遺物散布地				
65	10-D-121		南郷京殿	遺物散布地	古墳鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器、埴輪	
66	10-D-93		古寺竹ノ坪	遺物散布地	弥生後期~ 奈良、平安	 土師器、須恵器、瓦器 		
67	10-D-120		笠平田ほか	遺物散布地	古墳後期~ 鎌倉時代		土師器、須恵器、土釜	
68	10-D-91		古寺小垣内	遺物散布地	古墳後期~ 室町時代		土師器、須恵器、土釜	
69			古寺	遺物散布地	奈良時代		土師器、須恵器	
70	10-D-87		中指上り	遺物散布地	古墳後期~ 鎌倉時代		土師器、須惠器、瓦器	
71	,		古寺	遺物散布地			土師器、須恵器	
72	10-D-87		中指上り	遺物散布地	平安後期~ 鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器	
73	10-D-56		弁財天井床	遺物散布地	古墳後期~ 鎌倉時代		土師器、須惠器、瓦器	
74			弁財天東大福寺	遺物散布地	鎌倉室町時代		土師器、土釜、瓦器、土 塔	東大福寺跡
75	10-D-54	櫛玉媛神社古墳	弁財天床下	古墳	古墳時代後期	前方後円墳、全長約30m、周濠、外 堤、櫛玉媛神社本殿、禁足地	円筒埴輪片	式内社
76	10-D-55	くさがみ古墳	弁財天長泉寺田	古墳	円墳?	墳丘半壌	埴輪	
77	10-D-92		古寺大町	遺物散布地	古墳後期、平 安~鎌倉時代		土師器、須恵器、施釉陶、 瓦器、陶器	
78	10-D-88		古寺大崎13	古墳?				壊滅
79	10-D-89		古寺下鎌田	古墳?		円墳?、径約5m		
80	10-D-90		古寺東口	遺物散布地	平安室町時代		土師器、須恵器、瓦器	
81			古寺、東口	遺物散布地				
82	10-D-95		笠東五反田九坪	遺物散布地	平安~ 室町時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器	
83	10-D-95		笠東五反田九坪	遺物散布地	平安~ 室町時代	·	土師器、須恵器、瓦、瓦 質土器	
84	10-D-86		笠ハス	遺物散布地	弥生時代中期 後半~ 平安後期		土師器、須惠器、瓦器	
85	10-D-94		笠本殿	遺物散布地	平安~鎌倉		土師器、須惠器、瓦器	

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺跡名	所 在 地	種 別	時代	遺 跡 概 要	遺物	文 献	備考
86			三吉巣山	遺物散布地	古墳時代中期		土師器、須恵器、埴輪		
87	10-D-67		三吉半田	遺物散布地	奈良・平安	後円部南東側に突出部あり、散布は 希薄、外堤から直接延びる。	土師器、須恵器		
88	10-D-68		三吉友田		弥生後期、 平安鎌倉時代		弥生後期、土器散布、土 師器、須恵器、瓦器、瓦 質土器		
89	10-D-57	大塚古墳	三吉大塚	古墳	古墳時代	前方後円墳長65m、墳丘削平、資材 置場南側水田に散布、盛土状の土壌 が削平されている。	円筒埴輪	伊達宗泰「北葛城郡広 陵町大塚古墳」(『文 化財報 6』 1963、野渕 龍潜「古墳墓取調書」	
90	10-D-53		寺戸落田	遺物散布地	平安~ 鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器、 陶器屋瓦		
91	10-D-69	斉音寺跡	斎音寺ナガレ寺戸	寺院跡、遺物	散布地	平安後期	条里の乱れがあり	土師器、屋瓦	『広陵町史』 1965年
92			寺戸	遺物散布地					
93	10-D-52	寺戸東遺跡	寺戸下田部	遺物散布地	古墳、鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器、屋瓦、陶器	松本洋明「寺戸東遺跡」 (『奈良県遺跡調査概 要』1986.3 広陵町教 委、橿原考古学研究所	
94			広瀬	古墳?		円墳?			
95	10-D-153	寺戸方墳(文代山)	寺戸	古墳	古墳時代中期	方墳40m、周濠7 m (幅)	円筒埴輪片	河上邦彦、前園実知雄 「佐味田坊塚古墳」 (『文化財報23』)	
96	10-D-58	久保松塚古墳	寺戸高サ	古墳?					
97	10-B-53	シドマ塚古墳	寺戸シドマ塚	古墳	古墳時代	円墳、径20m			
98	10-B-54		寺戸鳥掛	遺物散布地	奈良平安時代		土師器、須恵器、瓦器		
99	10-B-52		大野南池上	遺物散布地	古墳~奈良、 平安時代		土師器、須惠器、瓦器、 白磁		
100	10-B-50	坊主山古墳	大野、南池上	古墳		円墳、径約36m			
101	10-B-51		大野赤坂	遺物散布地	平安鎌倉時代		土師器、須恵器		
102	10-B-48	池上古墳	大野、狐谷	古墳	古墳時代中期	帆立貝式古墳、全長約80m		田村吉永「大和における 帆 立 貝 式 古 墳 」 (『大和志 3 - 2 』) 1936	
103	10-B-49		大野北池上	古墳?		円墳、径約20m			
104	10-B-47		大野小池上	古墳	古墳時代	円墳、径約30m			

1	105	10-D-50	寺戸遺跡	寺戸高サ他	N# 44 #4-4-20	1.1*44		L APPRIL COLUMN ACTION		
	105	10-10-50	守尸 進 跡	守尸働サ他	遺物散布地	古墳後~ 鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器	河上邦彦、泉武「寺戸 遺跡発掘調査概報」広 陵町1975.4	
	106	10-D-48	上池遺跡	寺戸池西	遺物散布地	古墳平安時代	•			
	107	10-D-59	巣山古墳	三吉巣山	古墳	古墳時代中期	前方後円墳、全長204m、後円部径1 09m、前方部幅94m、周濠、周庭帯、 竪穴式石室	玉頰、車輪石、鍬形石、 石釧、石製模造品、銅釧、 土師器、埴輪	特別史跡、上田三平 「巣山古墳」(『史跡 調査報告3』)1927	特別史跡
	108	10-B-46		大野田中上山	遺物散布地	古墳後期~ 奈良平安時代		土師器、須恵器		
	109	10-B-40	新池遺跡	沢初山	遺物散布地	平安鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器		
	110	10-B-39	北池遺跡	沢中尾	遺物散布地	古墳後期~ 奈良平安時代		土師器、須惠器、埴輪		
	111	10-B-55		南大豆川	遺物散布地			土師器		
	112	10-B-65	箸尾遺跡		住居跡	縄文後期~ 奈良時代	竪穴式住居、柱穴	土師器	『奈良県遺跡調査概報』 1979	
	113	10-B-45		沢稲川	遺物散布地	奈良平安時代		土師器、須恵器、瓦器		
	114	11-A-43		大場大場田	遺物散布地	弥生、古墳、 平安後期		弥生式土器瓦器、土師器、 須恵器		
	115	11-A-44		大場東口	遺物散布地			土師器、須恵器		
	116	11-A-45	·	大場内桜	遺物散布地	古墳後期~ 平安時代		土師器、須恵器、瓦器		
	117	10-D-47	下池遺跡	寺戸下池西	遺物散布地	古墳平安時代				1987年立会
	118	10-D-152	寺戸廃寺	寺戸寺跡、黒跡	奈良前期		軒丸瓦	白石太一郎「青陵」		
	119	10-D-65	三吉第2号墳	三吉巣山西	古墳		帆立貝式古墳、全長108m			
	120	10-D-60	タダオシ古墳	三吉タダオシ	古墳		前方後円墳48m、周濠、外堤			
	121	10-D-155	讃岐神社古墳	三吉	古墳	古墳時代中期	前方後円墳、全長60m、後円部径38 m、前方部21m	石製品、管玉、他		
	122	10-D-66		三吉馬場崎	遺物散布地			土師器、須恵器		
	123	10-D-61		三吉サウ山	古墳	-	円墳径15m			
	124	10-D-62		三吉サウ山	遺物散布地	平安時代後期		土師器、須恵器		
	125	10-D-64		三吉清水他	古墳		方墳一辺22m			
	126	10-D-63	. *	三吉清水	古墳		円墳径約20m			
	127	10-D-81		三吉京堂	古墳		円墳、径約15m			

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺跡名	所 在 地	種別	時代	遺 跡 概 要	遺 物	文 献	備 考
128	10-D-82	牧野古墳	三吉バクヤ	古墳	円墳後期	円墳、径45m、横穴式石室、家形石棺	埴輪、土師器、須恵器、 玉類鉄刀、鉄剣、鉄鉾、 刀子、鉄鏃、金環、馬具	河上邦彦他『史跡、牧 野古墳』広陵町教育委 員会 1987.11	史跡
129			新家	古墳					
130	10-D-74		三吉	遺物包含地	縄文時代後期		縄文土器		
131	10-D-75		三吉石塚	古墳		円墳、径約26m	埴輪		
132	10-D-80	青塚古墳	三吉アセクラ	古墳		円墳、径15m			
133	10-D-78		三吉アセクラ	遺物散布地	古墳時代後期			土師器、須恵器	
134	10-D-83	石ケ谷古墳	三吉鳥井	古墳	古墳時代後期	方墳、横穴式石室			
135	10-D-71		三吉中ミョ	遺物散布地			土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器		
136	10-D-72		三吉別所垣内	古墳	古墳時代	円墳、径約18m			
137	10-D-76	新木山古墳	三吉	古墳	古墳時代中期	前方後円墳200m、前方部118.5m、 後円部径117m	円筒埴輪	広陵町教育委員会「新 木山古墳外堤範囲確認 調査概報」(『広陵町 埋蔵文化財調査概報1』) 1988	三吉陵 基参 考地
138	10-D-77	石塚古墳	三吉寺垣内	古墳	古墳時代中期	帆立貝式古墳45m	円筒埴輪	広陵町教育委員会「石 塚古墳範囲確認調査概 報」(『広陵町埋蔵文 化財調査概報1』)1988	·
139	10-D-85		笠松ノ下	遺物散布地	平安~ 鎌倉時代		土師器、須恵器、瓦器	·	
140	10-D-84	-	三吉	古墳	* .				
141	10-D-97		三吉西口	古墳		方墳一辺約20m		•	
142	10-D-96	鴨山古墳	三吉鴨山	古墳	円墳、 箱型石棺	金銅製品残欠、須恵器	銀環、玉類、刀	末永雅雄「北葛城郡馬 見村大字三吉鴨山古墳 調査報告」(県報12』) 1934	
143	10-D-98		疋相オコ塚	古墳		円墳、径約12m			
144	10-D-100		疋相奥田	古墳		円墳、径約15m			
145	10-D-101		平尾高塚	古墳		円墳、径約12m、箱式石棺底石片あ り			
146	10-D-99	期山古墳	疋相オコ塚	古墳		円墳、径約35m	埴輪		
147	10-D-102	皇子塚古墳	平尾高塚	古墳		前方後円墳、全長約38m			
148	10-D-103		安部宮前	古墳?		方墳?一辺約20m			

. •

						 			
149	10-D-104		安部金池	古墳?		円墳?径約20m			
150	10-D-105		安部金池	遺物散布地	古墳時代後期		土師器、須恵器		
151	10-D-116		安部仏ケ谷	遺物散布地			土師器、須恵器		
152	10-D-106		安部仏ケ谷	古墳	古墳時代	円墳、径15m			
153	10-D-117		大塚弁財天	遺物散布地	古墳時代後期 ~室町時代		土師器、須恵器、土釜、 瓦質 土器		
154	10-D-115	於古墳	大塚藤山	古墳	古墳時代	帆立貝式古墳、径約37m、木棺直葬	環頭把頭、鉄刀、鉄製石 突、玉類	泉森皎「広陵町大塚於 古墳調査報告」(『奈 良県史跡名勝天然記念 物報告第29冊』)1974	
155	10-D-107	安部山第1号墳	安部道入	古墳	古墳時代後期	前方後円墳、長42m	金環、勾玉、石製、紡錘 車、須恵器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
156	10-D-108	安部山第2号墳	安部道入	古墳	古墳時代後期	円墳、径20m	刀、刀子、馬具、須恵器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
157	10-D-112	安部山第6号墳	安部竹谷	古墳	古墳時代後期	円墳、径10m	金環、鏃、土師器、須恵器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
158	10-D-111	安部山第 5 号墳	安部竹谷	古墳	古墳時代後期	円墳、径15m	金環、銀環、鏃、土師器、須恵器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
159	10-D-110	安部山第4号墳	安部竹谷	古墳	古墳時代後期	円墳、径20m	環頭、大刀、土師器、須恵器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
160	10-D-113	安部山第7号墳	安部黒石	古墳	古墳時代	円墳、径25m	玉類、刀片、土師器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
161	10-D-109	安部山第3号墳	安部中尾	古墳	古墳時代後期	円墳、径12m	鏃、馬具、土師器、須恵 器	白石太一郎他「馬見丘 陵における古墳の調査」 『奈良県史跡名勝天然 記念物報告第29冊』1974	
162	10-D-118	安部大池遺跡	安部大池	須恵窯跡?	古墳時代後期 ~室町時代		土師器、須恵器、瓦器、 瓦質土器、窯壁、土釜、 白磁、埴輪		

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺 跡 名	所 在 地	種別	時代	遺 跡 概 要	遺 物	文 献	備考
163	10-D-149	夫婦池第2号墳	-	古墳		円墳、径15m、高2.5m、削平され 主体部不明	形象埴輪		
164	10-D-119	新山古墳	大塚新山	古墳	古墳時代前期	前方後方墳、全長137m、後方部幅6 4m、前方部幅60m、竪穴式石室、 石棺?	直弧文鏡、玉類、鳅形石、 石釧、石製模造品、金銅 帯金具、刀、剣		大塚陵墓を
165	13-B-18		大塚字野山	古墳		円墳 径10m			
166	13-B-16	モエサシ第2号墳	大塚モエサシ	古墳	古墳時代	円墳、径25m、高2m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊82~83 頁)	
167	13-B-17	モエサシ第1号墳	大塚モエサシ	古墳		前方後円墳	埴輪片		
168	13-B-14	エガミ田第3号墳	大塚エガミ田	古墳	古墳時代	前方後方墳 長55m、後方部幅25m、 長25m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊82~83 頁)	
169	13-B-15	エガミ田第1号墳	大塚エガミ田	古墳	古墳時代	円墳、径15m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊82~83 頁)	
170	13-B-15	エガミ田第2号墳		古墳		円墳、径15m		『奈良県遺跡調査概報』 1980	
171	13-B-79	黑石第12号墳	古墳			方墳、南北約11~12m、東西約13.2 m、第1主体部、竪穴式石室、第2 主体部、木棺直葬	骨片、勾玉、須恵器	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
172	13-B-23	黑石山古墳	大塚黒石	古墳	古墳後期	円墳?、径約5m?、竪穴式石室	人骨、管玉、刀子、須恵 器、ガラス玉	網干善教「北葛城郡広 陵町大塚黒石山古墳」 (『文化財報2』1957	
173	13-B-20	黒石第5号墳	大塚黒石	古墳	古墳時代	前方後方墳、径25m、全長約50m、 後方部東北約23m	円筒埴輪		前方部消滅
174	13-B-21		大塚黒石	古墳	古墳時代	円墳、径18m			
175	10-D-51		寺戸シリエ	古墳	古墳時代	円墳、径約18m			
176	10-B-79	金フリ山塚	三吉	古墳		円墳			
177	13-B-76	エガミ田第2号墳13 号地点				自然地形と判明	『奈良県遺跡調査概報』 1980		
178	13-B-77	黑石第10号墓	,	方形台状基	弥生時代	標高76m、木棺直葬	弥生式土器片、高杯片	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
179	13-B-22	黒石第4号墳	大塚黒石	古墳	古墳時代	円墳、径17m			
180	13-B-86		大塚	古墳		円墳			

181	13-B-78	黑石第11号墳	大塚	古墳		円墳、南北約18m、南西約23.3m、 木棺直葬式		円筒埴輪片	『奈良県遺 跡調査概報』 1980
182	13-B-83	黒石第13号墳	大塚	古墳	古墳時代	円墳、南北約19m、東西約16m、横 穴式石室	土師器、須恵器、勾玉、 鉄鏃、他	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
183	13-B-82	黒石第9号墳		古墳		円墳、南北約21m、東西約19m、木 棺直葬	埴輪片、須恵器	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
184	13-B-81	黒石第8号墳	大塚	古墳		円墳、径20m、横穴式石室(片袖式)	『奈良県遺跡調査概報』 1980		
185	13-B-84	黒石第14号墳	大塚	古墳		方墳、南北約7.6m、東西約15m	須恵器、鉄鏃	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
186	13-B-80	黒石第6号墳	大塚	古墳		方墳、南北19~20、南西20m、木棺 直葬、竪穴式石室	鉄鏃	『奈良県遺跡調査概報』 1980	
187				古墳?					
188	13-B-85	黒石東古墳		古墳		円墳			
189	10-D-150					円墳、径25m	高 2 m		保存
190	10-D-158	新山西古墳	大塚			方墳	銅片、鉄鏃片、土師器、 須恵器、円筒埴輪	『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊)	
191	10-D-160	新山東第1号墳	大塚			円墳、径約15m、高約1m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊)	保存
192	10-D-159	新山東第2号墳	大塚			円墳、径約15m、高約1m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊)	保存
193	10-D-114	夫婦池第1号	大塚夫婦池	古墳	古墳時代	円墳、径約15m	:		方墳
194	10-D-157				方墳				
195	10-D-156	三吉三本松古墳			古墳時代	円墳	須恵器、鉄斧、鉄刀		
196	10-D-148	大垣内古墳	·	古墳	古墳時代後期		鍔、釘、兵庫鎖、脚付長 頸壷他	『馬見丘陵における古 墳の調査』	
197	10-B-147			古墳					
198	10-D-73		三吉馬場崎	古墳	古墳時代	円墳、径約25m	埴輪		-
199	10-D-70		三吉半田	古墳?		円墳?			
200	10-D-161	藤山古墳	大塚	古墳		円墳、径15m、高2m		『奈良県遺跡調査概報』 1980(第1分冊)	保存
201	10-B-66			古墳		円墳、約30m	子持勾玉		
202	10-B-67			古墳		方墳、一辺約15m	埴輪		
 203	10-B-56		菅野京殿	古墳?					
204	10-B-57		菅野狐塚	古墳?					全壊

遺跡番号	県 遺跡 地図番号	遺跡名	所 在 地	種別	時代	遺 跡 概 要	遺物	文 献	備考
205			百済	遺物散布地		春日宫?	布目瓦、瓦器、黒色土器、須恵器		
206			百済	遺物散布地			瓦質土器、瓦、須恵器		
207			百済	遺物散布地			近世陶器		
208			百済森	遺物散布地			土師器、須恵器		
209			大塚	古墳	円墳				
210			大塚	古墳	円墳				
211			平尾高塚	古墳?		円墳?			
212	,		沢	古墳?		円墳?			
213			沢	古墳?		円墳?			
214			大野	古墳?		円墳?			
215			大野	古墳?		円墳?			
216			大野	古墳?	,	円墳?			
217			三吉	古墳?					
	10-B-36	乙女山古墳	河合町佐味田乙女	古墳	古墳時代中期	帆立貝式古墳、全長130m、周濠	埴輪、石製模造品	 田村吉永「大和におけ る 帆 立 貝 式 古 墳] (『大和志 3 ー 2 』19 36	
	10-D-37	別所下古墳	河合町佐味田	古墳		円墳60m	埴輪		
	10-D-49	倉塚北古墳	広陵町寺戸高サ他	古墳	古墳時代	前方後円墳、全長133m			俗称「寺戸前方後円墳」
	10-D-44	倉塚古墳	河合町佐味田下池	古墳	古墳時代	前方後円墳、全長137m			
	10-D-154	狐塚古墳	河合町佐味田	古墳	奈良時代前期 鎌倉室町時代	帆立貝式古墳86m、円部高59m、前 方部標高60m、幅南北30m、東西26 m、周濠粘土槨	埴輪、布目瓦、土師器、 須恵器	「佐味田坊塚古墳」 (『奈文調報29』)	
	10-D-42	ナガレ山古墳	河合町佐味田ナガレ	古墳	古墳時代	前方後円墳103m	埴輪		. .
	10-D-41	ナガレ山北第1号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳	古墳時代	円墳、径約18m			
		ナガレ山北第2号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳	•				
	10-D-39	ナガレ山北第3号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳	古墳時代	円墳			
	10-D-40	ナガレ山北第4号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳	古墳時代	円墳?径約18m			
		ナガレ山第5号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳					
	10-D-43	ナガレ山第1号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳					
		ナガレ山第2号墳	河合町佐味田ナガレ	古墳					

	別所下第2号墳	河合町佐味田	古墳		
	カラビ第1号墳	河合町佐味田	古墳	•	
	カラビ第2号墳	河合町佐味田	古墳		
10-D-151	カラビ第3号墳	河合町佐味田	古墳		
10 20 201	カラビ第4号墳	河合町佐味田	古墳		
	24 - 4 2	河合町寺戸	遺物散布地		
		·			
	•				
			1.		
			-		





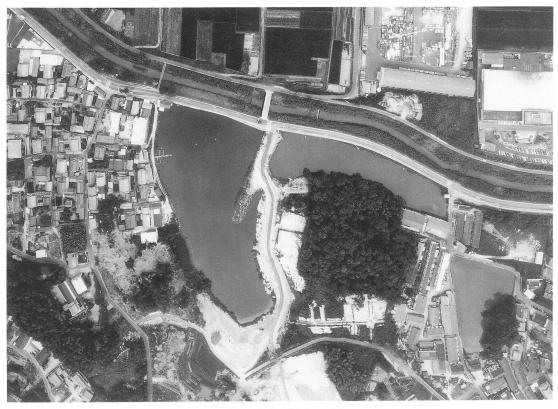
馬見丘陵の古墳群 (航空写真)

図版1

馬見古墳群



巣山古墳及び周辺の古墳群(航空写真)

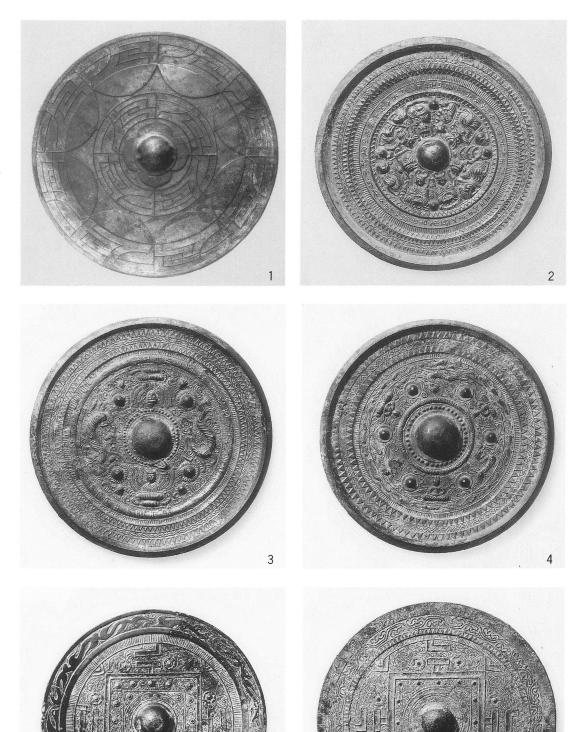


新山古墳 (航空写真)



新木山古墳 (航空写真)

6



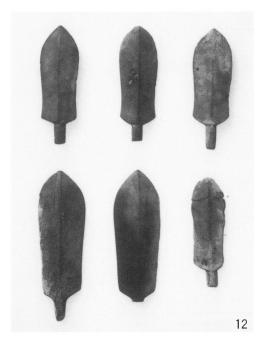
1. 直弧文鏡 2. 三角縁四神四獣鏡 3. 三角縁二神二獣鏡 4. 三角縁三仏三獣鏡 5. 変形方格規矩四神鏡 6. 変形方格規矩四神鏡

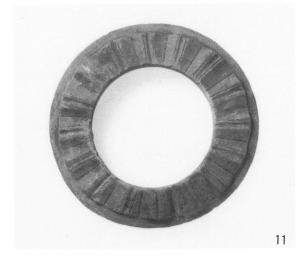






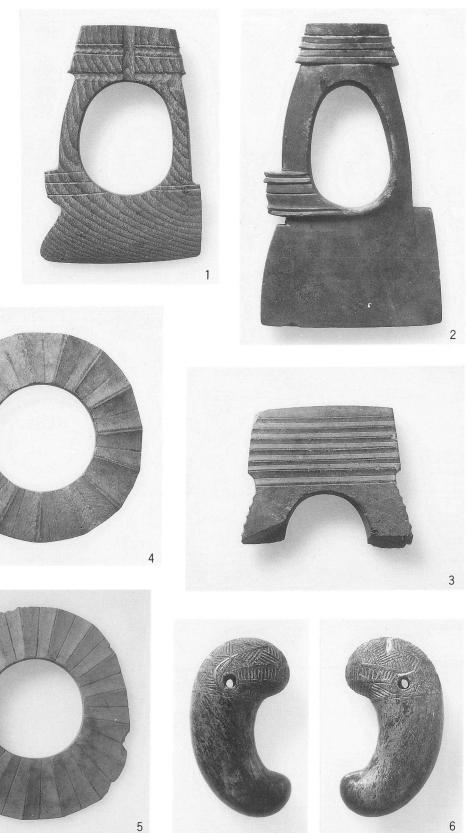




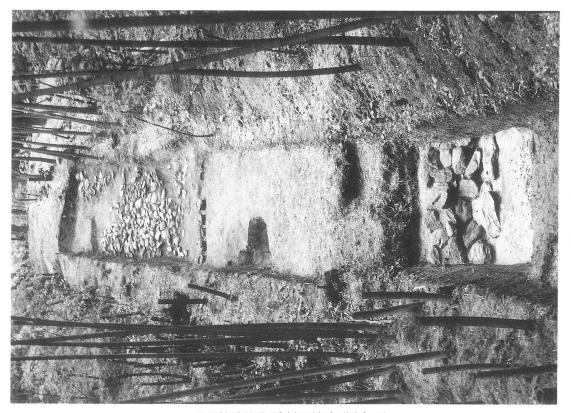




竜文透彫帯金具 竜文透彫帯金具 7. 鉸具 8. 帯先金具 9. 三葉文透彫銙 10. 石釧 11. 車輪石 12. 石製鏃 13. 刃子柄形石製品



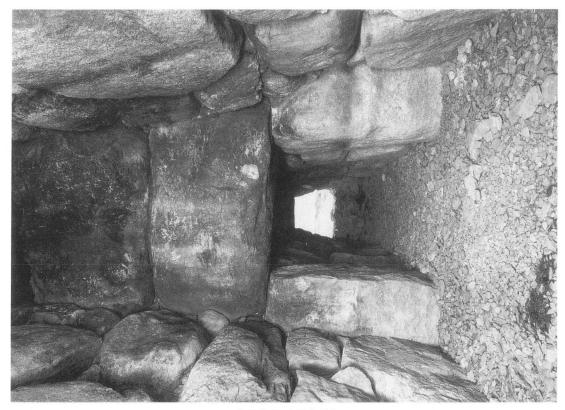
1. 2. 3. 鍬形石 4. 5. 車輪石 6. 大勾玉



石塚古墳前方部検出状況(東から)



伝文代山古墳石棺



横穴式石室羨道部



横穴式石室奥壁と石棺

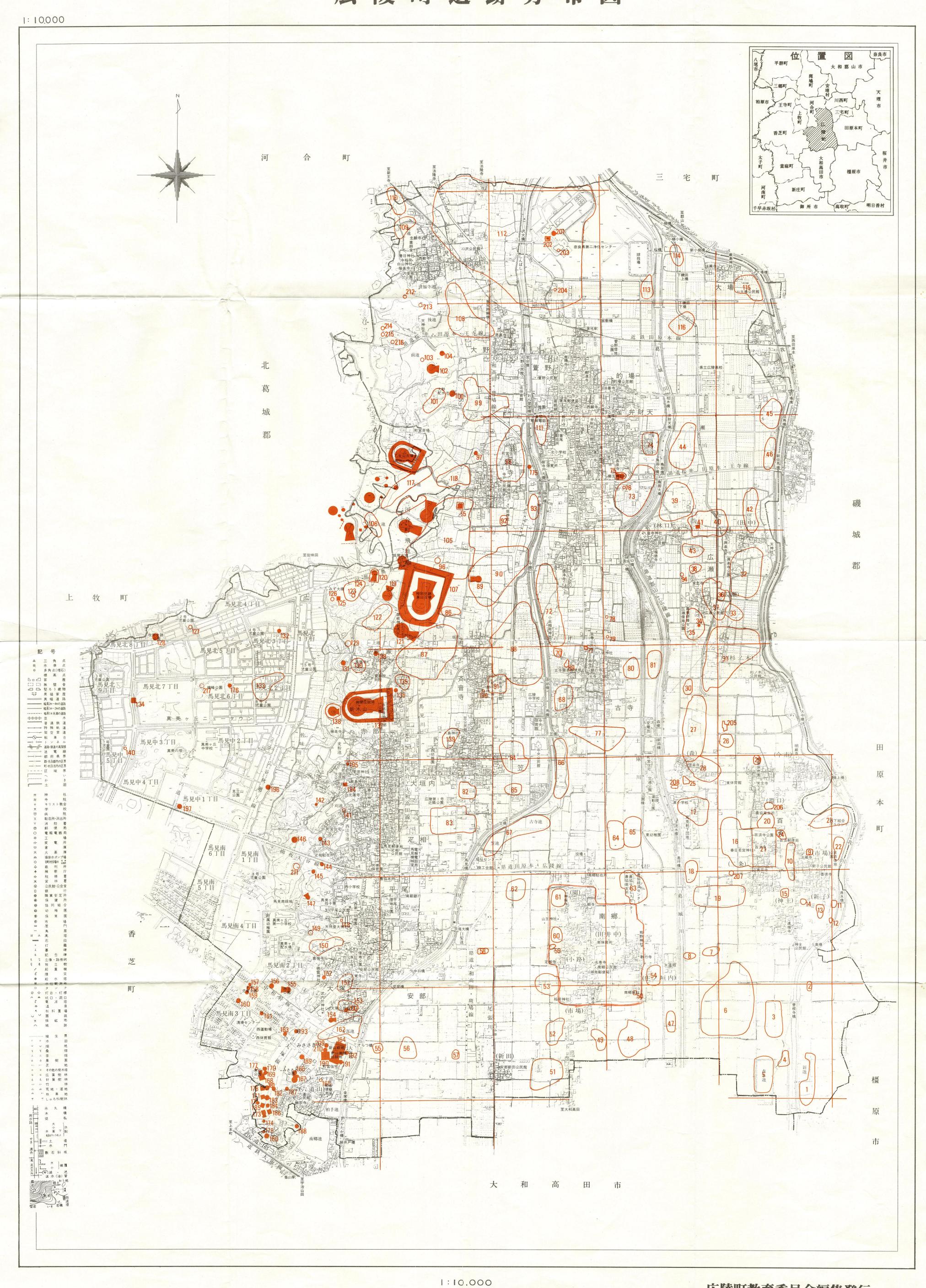


寺戸遺跡遺構検出状況(西から)



寺戸遺跡素掘井戸上層遺物出土状況(北から)

広陵町遺跡分布図



広陵町埋蔵文化財調査概報 2 広陵町遺跡分布調査概報

平成元年3月31日

発 行 広陵町教育委員会

印 刷 橋本印刷株式会社